

長崎労働局発表  
令和6年8月15日(木)  
全部公開(撮影一部非公開)

**【照会先】**

長崎労働局労働基準部

賃金室長 山本 浩明

賃金指導官 池田 和美

電話 095-801-0033

e-mail : chinginshitsu-nagasakiyoku@mhlw.go.jp

報道関係者 各位

## 「令和6年度第3回長崎地方最低賃金審議会」の開催について ～長崎県最低賃金の改正決定について答申予定～

「令和6年度第3回長崎地方最低賃金審議会」を、下記により開催しますので、お知らせします。

現在、長崎県地方最低賃金審議会では、令和6年7月1日に長崎労働局（局長 倉永 圭介）からの「長崎県最低賃金の改正決定」の諮問を受けて調査審議が行われているところですが、「令和6年度第3回長崎地方最低賃金審議会」において、その答申が行われる予定となっています。

記

### 1 日 時

令和6年8月16日(金)午後9時00分より(開始時刻は予定)

<注>

現在、長崎地方最低賃金審議会長崎県最低賃金専門部会において、長崎県最低賃金の改正決定について調査審議が行われているところですが、その調査審議の状況次第では、当日の審議会が開催できずに延期されることがあります。

その場合は、下記4により取材を申し込まれた方に、個別に電話連絡をいたします。(傍聴申込書に必ず連絡のつく電話番号を記載してください。)



### 2 場 所

長崎労働局 8階会議室（長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル8階）

※TBM長崎ビルは午後8時に施錠されます。午後8時以降の入室につきましては、取材申込をいただいた後、事前に電話又は電子メールでご案内します。

### 3 議 題（予定）

- (1) 長崎県最低賃金専門部会報告
- (2) 長崎県最低賃金の改正決定について（答申）

### 4 取材について

取材を希望される方は、別添「令和6年度 第3回長崎地方最低賃金審議会の開催について」の別紙1により、上記【照会先】に記載の電子メール等にて令和6年8月15日(木)17時15分までにお申し込みください。

なお、電子メールのみ8月15日(木)24時まで受け付けます。